

見直しの意義が問われる森林保険事業

予算委員会調査室 藤井 亮二

1. はじめに

政府は、回復し始めた我が国経済を持続的な成長軌道に乗せるべく、平成 26 年 6 月 24 日、「日本再興戦略」改訂 2014 を閣議決定した。労働市場改革、農業の生産性拡大、医療・介護分野の成長産業化等の注目される分野に加えて、豊富な森林資源の循環利用を促す「林業の成長産業化」も打ち出され、「森林・林業再生プラン」(平 21. 12. 25 公表)では、2020 年までに「木材自給率 50%以上」を目指す¹としている。

森林・林業政策が推進される背景には、戦後植林した人工林資源が利用可能な段階に入りつつあることや、国土の保全、水源のかん養など森林の有する多面的機能を維持していかなければならないこと、木材利用の拡大が低炭素社会実現に貢献することなどがある。「競争力を強化できれば、資源小国の日本が木材資源大国に生まれ変わる日も夢ではない」²との見方もある。そのためには、森林災害が発生しても林業経営が安定して継続でき、林業再生産が確保される環境の整備が行われなければならない。森林災害発生に備えては、現在、森林国営保険が運営され、森林保険特別会計によって経理されている。

しかし、これまで 10 年以上にわたって議論されてきた特別会計の見直しの一環として、森林保険特別会計は平成 26 年度をもって廃止されることとなる。これを機に、森林保険特別会計が経理する森林国営保険の概要と来年度からの新たな森林保険事業の在り方について、財政の視点から考えてみたい。

2. 我が国の森林の状況

我が国の国土面積 3,779 万 ha において森林面積は 2,508 万 ha と約 7 割を占め、そのうち 4 割に相当する 1,029 万 ha が人為的に造成された人工林である(図表 1)。森林面積は過去 40 年間にわたってほとんど増減はないものの、人工林は戦後の拡大造林政策によって昭和 41 年の 793 万 ha から平成 24 年には 1,029 万 ha へと約 3 割拡大している。一方、森林を構成する樹木の体積を示す森林蓄積は、昭和 41 年の 18 億 8,700 万 m³ から 49 億 100 万 m³ へ 2.6 倍増加している。

¹ 林野庁「平成 25 年木材需給表」によると、平成 25 年の木材自給率(自給率=国内生産量÷総需要量×100)は 28.6%。

² 『日本経済新聞』(平 26. 7. 26)

特に人工林の森林蓄積は5.5倍にも増え、我が国の森林資源は量的に増大していることが分かる。

図表1 森林面積と森林蓄積の推移

年	森林面積(万ha)			森林蓄積(百万m ³)		
		人工林	天然林・その他		人工林	天然林・その他
昭和41	2,517	793	1,724	1,887	558	1,329
51	2,526	938	1,589	2,186	798	1,388
61	2,526	1,022	1,504	2,862	1,361	1,502
平成7	2,515	1,040	1,475	3,484	1,892	1,591
14	2,512	1,036	1,476	4,040	2,338	1,702
19	2,510	1,035	1,475	4,432	2,651	1,781
24	2,508	1,029	1,479	4,901	3,042	1,859

(出所) 林野庁「森林資源の現況(平24.3.31現在)」より作成

森林は国土の保全や地球温暖化の防止に寄与し、資源としての木材の供給・林産物の生産の場であるとともに、森林土壌が洪水を緩和しながら水質を浄化する水源かん養機能や生物多様性の保全機能等の多面的な機能を有しており、国民生活にとって重要な役割を果たしている。

一方、我が国の国土は地形が急峻で、アジアモンスーン地帯に位置することから台風や豪雪等の自然災害が発生する可能性が高く、災害リスクへの対応は林業経営にとって重要課題である。森林保険は、森林所有者自らが災害に備える災害対策の一手段であり、森林所有者が長期にわたって投入した資本と労力を回収し、資産価値を保全し、災害にあった場合の再造林のための自己負担費用を捻出することによって、森林経営を進める上でのセーフティネットとしての役割がある。

3. 森林保険制度の概要

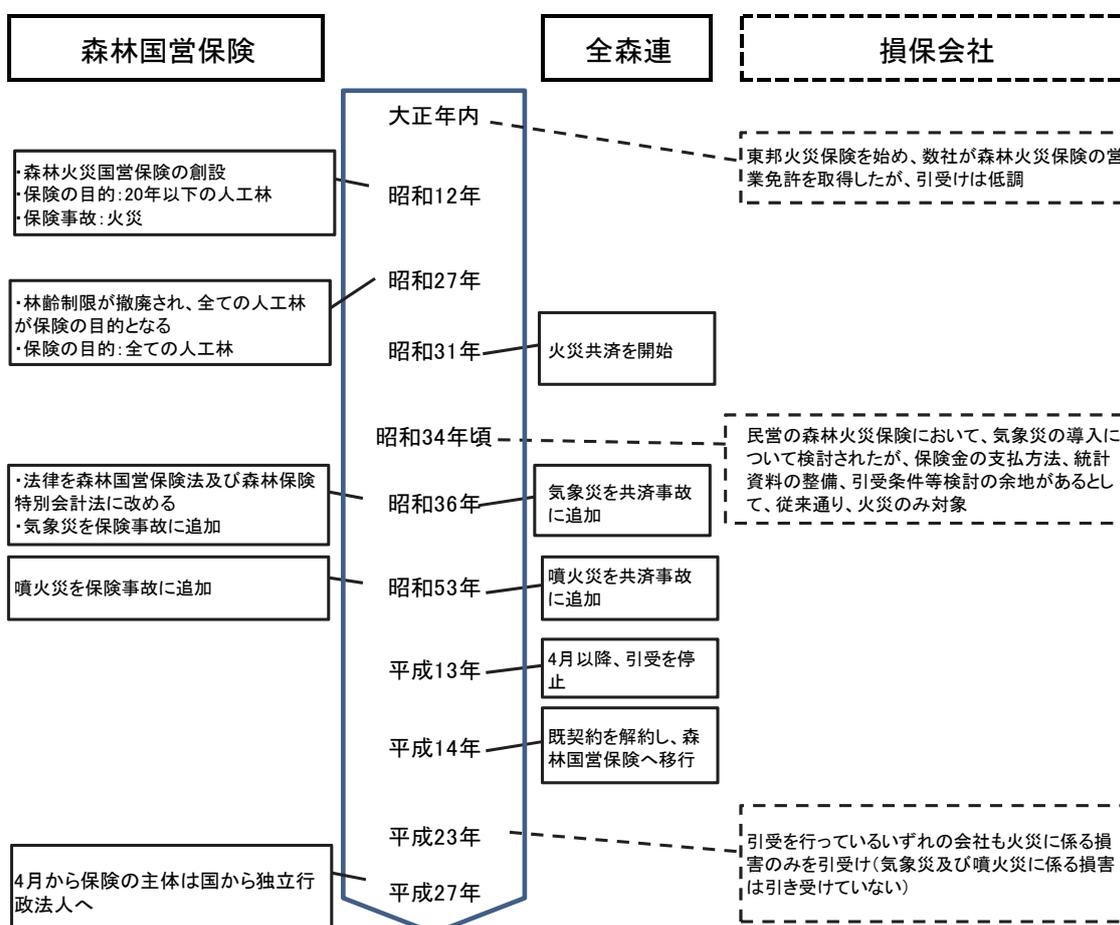
(1) 森林保険制度の変遷

我が国において森林火災保険の必要性が提唱されたのは、大正5年10月の大日本山林会第26回大会において、静岡県の実業家が森林火災保険事業会社の創設の必要性を説いたのが始まりとされている³。大正10年1月に東邦火災保険株式会社が森林火災保険業務を開始したものの、幼齢の人工林の保険引受は避

³ 社団法人森林保険協会(昭63)1頁。

け、料率も高かったことから森林国営保険に対する要望が強くなっていた。その後も帝国議会（当時）への法案提出の動きもあったが、統計的基礎が不十分であることや財政上の理由等から法案は成立しなかった。しかし、昭和11年、広田内閣（当時）が7大國策の中で「国民生活の安定」を唱え、その中で具体的に「災害防除対策」のひとつとして森林火災国営保険を取り上げたことから、森林火災国営保険法案と森林火災保険特別会計法案が昭和12年の第70回帝国議会に提出されて成立した（図表2）。

図表2 森林保険の変遷



(出所) 林野庁「第1回森林保険制度に関する検討会(平24.11.30)」資料2「新たな保険制度の検討について」を一部修正。

法律が成立した昭和12年は日中戦争が始まった年であり、当初は、軍需物資としての需要が増大した木材を確保するために、大山林所有者の森林資産を保全しその経営安定と拡大を図ることが保険の目的であったと考えられている⁴。

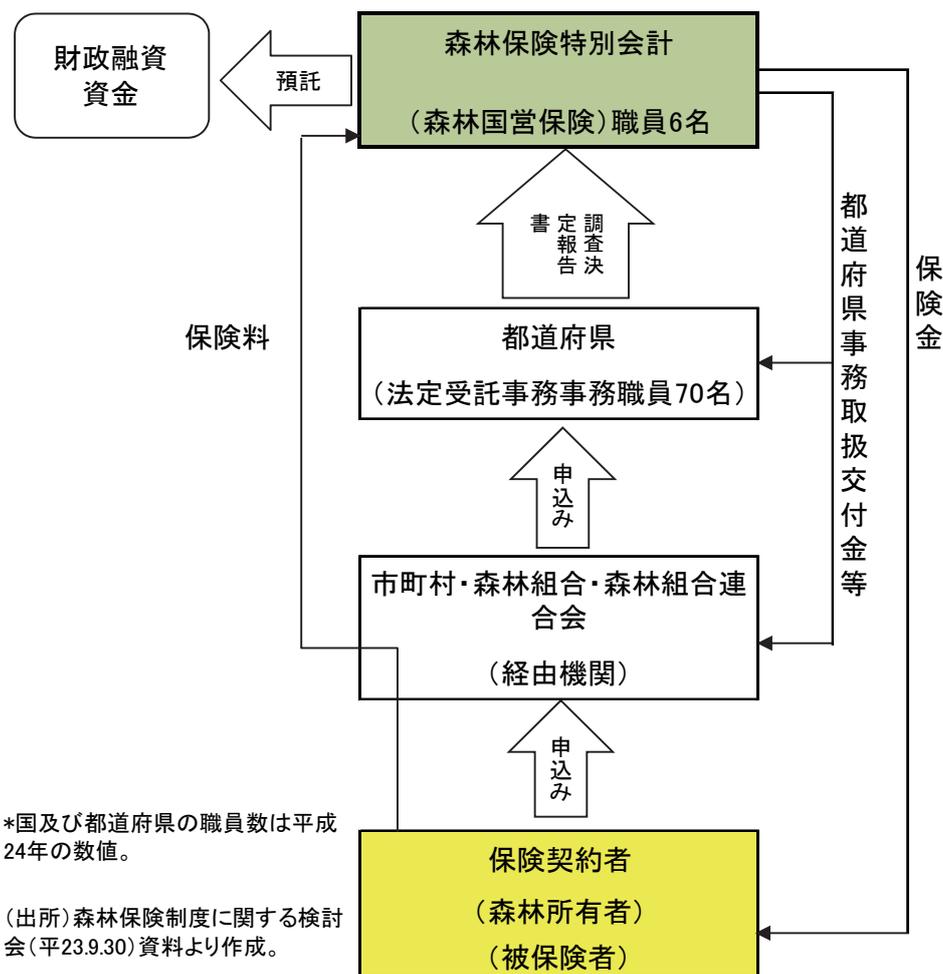
⁴ 根立（1993）60頁。

戦後の経済復興期から高度経済成長期にかけては、朝鮮戦争特需も背景にして紙・パルプ産業の育成強化のために同保険が寄与し、昭和 50 年代になって経済が安定期に入ると、異常気象に伴う甚大な気象災害に対する損害を補てんする役割が強調されるようになった。さらに、近年では森林の持つ多面的機能、すなわち生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供等を維持する側面が従来に増して強くなっているように思われる。

(2) 森林保険制度の仕組み

森林保険は、昭和 12 年に成立した森林火災国営保険法（昭 12 法第 25 号）及び森林火災保険特別会計法（昭 12 法第 26 号）に基づき創設された。その後、台風被害等が多発したことから、昭和 36 年に風害や雪害等の気象災が保険の対象に加えられ、法律の名称も森林国営保険法及び森林保険特別会計法に改められ、さらに、昭和 53 年には噴火災が保険対象に加えられて現在に至っている。

図表 3 森林保険特別会計の仕組み



森林国営保険の適用対象は民有人工林とされており、樹種、林齢、面積等に制限はないものの、人手の入らない天然林や竹林は加入できない。保険が適用される災害は、火災、気象災（風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害）及び噴火災の8災害に限定されている。

現在は政府が保険者となり、事務の一部を都道府県に法定受託事務として委任するとともに、市町村、森林組合及び森林組合連合会を經由機関として保険料受取事務等の窓口事務を委任・運営している（図表3）。

被保険者は森林所有者であって、樹種、林齢及び地域ごとに区分して設定された保険料率に応じて保険料を負担する。いったん保険事故が発生した場合に支払われる保険金は、契約の保険金額と損害の程度によって決まるが、契約面積1haについての事例として次のようなものがある（図表4参照）。

図表4 保険金額と保険料の事例（北海道、契約面積1ha）

（契約例1）樹種：その他針葉樹

（契約例2）樹種：その他針葉樹

保険期間：5年、契約時林齢：1年、保険金額：スライド制

保険期間：5年、契約時林齢：26年、保険金額：スライド制

保険年度	林齢	保険金額 (標準金額)	保険料		林齢	保険金額 (標準金額)	保険料	
			毎年の分割払い	一時払い			毎年の分割払い	一時払い
第1年度	1年	80万円	3,440円	18,743円	26年	177万円	5,310円	22,125円
第2年度	2年	92万円	3,956円		27年	177万円	5,310円	
第3年度	3年	108万円	4,644円		28年	177万円	5,310円	
第4年度	4年	119万円	5,117円		29年	177万円	5,310円	
第5年度	5年	131万円	5,633円		30年	177万円	5,310円	
保険料合計			22,790円		保険料合計		26,550円	

（注）「スライド制」は、保険契約しようとする保険期間について、林齢に応じ毎年の保険金額を増加させる方法。
（出所）北海道森林組合連合会サイト(http://www.doshinren.or.jp/mori_hoken/hokenryo/index.html)より作成。

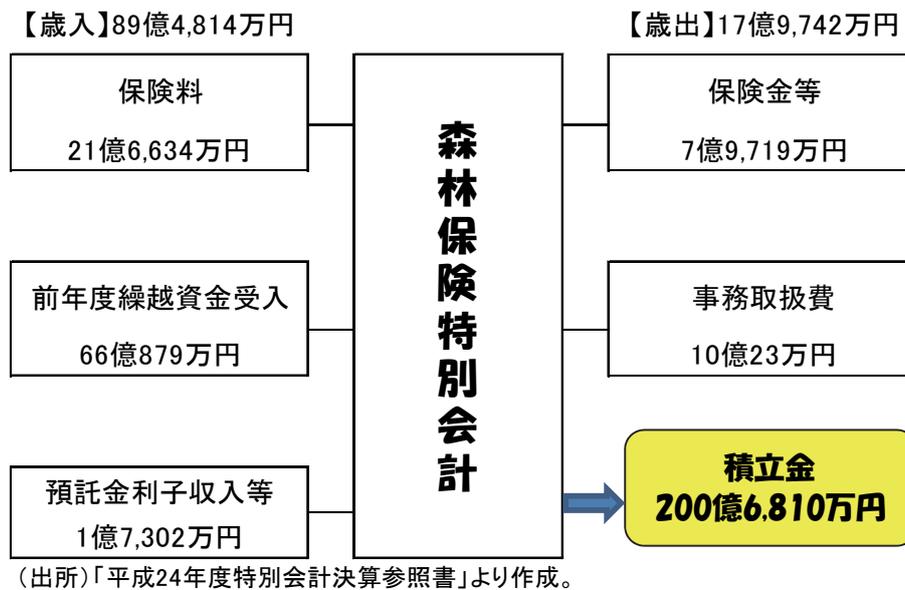
例えば、秋田県の雪害（大雪による幹折れ損害）における37年生のスギ林の被害面積0.51ha（契約面積6.43ha）に対して、保険金として約63万円（保険料16,963円/年）が支払われた。また、佐賀県の風害（暴風による幹折れ、根返り等の損害）における44年生のヒノキ林の被害面積0.34ha（契約面積0.70ha）に対して、保険金として約127万円（保険料9,921円/年）が支払われている。

（3）歳入・歳出の概要と推移

森林保険特別会計の歳入・歳出の概要について確認しておく（図表5）。平成24年度決算によると、歳入は89億4,814万円であった。森林所有者である保

険契約者等からの保険料収入が 21 億 6,634 万円、未経過保険料⁵や支払備金⁶に相当する額であって前年度繰越資金として受け入れた額 66 億 879 万円が主なもので、この両方で歳入全体の約 98%を占め、その他に預託金利息収入等がある。

図表 5 森林保険特別会計の歳入・歳出（平成 24 年度決算）



これに対して歳出は 17 億 9,742 万円であった。保険契約者等に対する保険金等 7 億 9,719 万円のほか、都道府県や森林組合等が森林保険事務を取り扱ったことに対する交付金及び手数料 8 億 7,572 万円や森林保険事務に従事する政府職員の給与や事務費等の事務取扱費がある。

平成 24 年度決算では、歳入と歳出の差額として 71 億 5,072 万円の剰余を生じ、次年度へ繰り越す未経過保険料及び支払備金に相当する額 62 億 4,279 万円を控除した結果、決算上 9 億 793 万円の剰余金を生じている。この剰余金は「特別会計に関する法律」第 154 条第 1 項の規定により、積立金として積み立てて決算を結了している。なお、積立金は「特別会計に関する法律」第 12 条の規定により全額を財政融資資金に預託して運用している。

次に、歳入・歳出の推移を見ておく（図表 6）。歳入は、平成元年度から 12 年度までは減少傾向にあったが 13 年度、14 年度と急増している。これは保険

⁵ 「未経過保険料」は、収入保険料のうち保険会社の危険負担責任が残存している期間（未経過期間）に対応する保険料。

⁶ 「支払備金」は、決算日までに発生した保険事故で、保険金支払額未確定のものや保険金が未払いのものについて、その保険金の見込額や未払額を積立てる準備金のこと。

料の増加が影響していると考えられる。

図表6 森林保険特別会計の歳入・歳出の推移（決算ベース）

(単位: 億円)

年度	歳入				歳出			剰余金	積立金 (年度末)
	保険料	前年度繰越 資金受入	預託金・利子 収入等	保険金等	事務 取扱費				
平元	134	30	97	7	25	14	12	11	17
2	134	29	98	7	18	6	12	18	28
3	132	27	98	8	27	15	12	9	46
4	130	26	96	8	35	23	12	0	55
5	127	26	94	7	34	22	12	0	55
6	125	25	93	7	23	11	12	11	56
7	122	25	91	6	29	17	12	4	66
8	121	26	89	6	19	7	12	14	70
9	119	25	89	5	21	9	12	12	84
10	113	23	86	3	17	6	11	13	96
11	108	23	83	2	18	7	11	10	109
12	104	23	80	1	25	14	11	3	120
13	120	42	77	1	25	10	15	8	122
14	167	79	88	1	30	6	23	13	130
15	162	37	125	1	22	7	15	22	143
16	153	33	118	1	23	9	14	20	164
17	138	27	110	2	40	26	14	1	184
18	127	27	98	2	54	41	13	▲ 16	185
19	118	26	90	3	52	39	13	▲ 16	168
20	111	26	82	3	28	15	13	6	153
21	106	26	77	3	17	4	13	15	159
22	101	24	74	3	17	5	12	14	174
23	96	23	71	2	17	6	11	13	187
24	89	22	66	2	18	8	10	9	201
25(予定)	93	25	66	1	27	16	11	▲ 1	210
26(予定)	88	23	63	1	27	15	11	▲ 15	209

(注) 1. 平成24年度までは決算、25・26年度は予定額。2. 積立金は決算処理前の計数。3. 平成25・26年度はこの他に、歳出として予備費15億円が計上されている。

(出所)「特別会計決算参照書」「特別会計予算書」より作成。

その理由は、森林国営保険と並んで森林損害てん補制度を担ってきた全国森林組合連合会（以下「全森連」という。）の森林災害共済⁷が、木材価格の低迷

⁷ 国営の森林保険に加えて、昭和31年から全森連による森林災害共済事業が開始されてほぼ同内容の事業が実施されてきた。両者の内容が似通っているにもかかわらず、加入手続の異なる事業を森林組合という同じ窓口で取り扱うことから混乱が生じることがあり、申込みの煩雑さと事務負担の軽減を図るために、国営保険と森林共済を独立した仕組みとしながら責任割合に応じてセットで契約を引き受ける「森林共済セット保険」を平成7年度に開始した。しかし、全森連共済が13年度から資金引受けを停止し、17年度末に事業を廃止したことに伴い、19年度に国営保険に移行された最後の既契約分を支払った。

等による経営上の理由から 13 年度以降、共済契約の新規引受けを停止したことから、森林国営保険への加入が増加して保険料収入が増えたため⁸である。森林災害共済は、その後 14 年度に既存契約を国営保険へ移行し、17 年度末に事業を廃止している。長期的に見ると保険料収入の規模は、森林保険の加入率の低下や保険料率の見直し等によって漸減傾向にある。

預託金利子収入等のほとんどが財政融資資金へ預託した積立金からの利子収入であるが、積立金の規模が増大しているにもかかわらず、低金利の影響から減少傾向にある。

歳出は相対的に低い水準で推移しているものの、その中で保険金の支払い規模は各年度の災害の発生頻度や損害規模によって変動する。保険金支払いの特徴として、災害認定に時間を要する⁹ため、災害発生の年度だけでなく、翌年度又は翌々年度まで続くことが挙げられる。例えば、平成 16 年度の台風災害の影響で、3 年間での保険金支払額は 101 億円に上り、18 年度は 16 億 4,300 万円の赤字を、19 年度は 15 億 5,500 万円の赤字を計上した。

積立金は決算上剰余金を積み立てるものであり、将来発生し得る通常の予測を超える危険が発生した場合においても保険金等の十分な支払能力を確保することを目的としている。森林保険特別会計が保有する積立金の現在の水準について、「保険会社の資本、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件」（平成 8 年大蔵省告示第 50 号）を参考として、ソルベンシー・マージン比率¹⁰を試算すると約 500%¹¹と、経営上の健全性は担保されている。

4. 森林保険特別会計の見直し

(1) 森林国営保険法等の改正の経緯

特別会計については以前から、予算全体の仕組みを複雑で分かりにくくしていることや、特定財源による不要不急の事業の実施、多額の剰余金や積立金による財政資金の効率的な活用が図られていないことが指摘されてきた。平成 17 年 12 月 24 日に閣議決定された「行政改革の重要方針」では、「森林保険特別会計については、平成 20 年度までに、独立行政法人化を検討するものとする」考

⁸ 会計検査院「平成 13 年度決算検査報告」1051 頁。

⁹ 森林国営保険において、災害発生から保険金支払いまでおおよそ 10 か月の期間を要する。

¹⁰ 民間保険会社の経営健全性の指標であり、大規模災害による保険金支払いの急激な増加や運用環境の悪化等に対して、どの程度自己資本・準備金等の「支払余力（マージン）」を有するかを示す。金融庁は 200%を下回った場合には是正措置命令の発動対象等としている。

¹¹ 財務省主計局『平成 25 年版特別会計ガイドブック』149 頁。

え方が示され、「特別会計改革の基本方針」（平 24. 1. 24 閣議決定）では「森林保険特別会計については、平成 26 年度中に廃止するものとする。（中略）所要の制度改正を平成 25 年度中に行うものとする」方向性が示された。

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平 25. 12. 24 閣議決定）において、「森林保険特別会計を平成 26 年度末までに廃止し、森林保険業務は森林総合研究所に移管する」と明記され、これに基づいて平成 26 年 1 月に召集された第 186 回国会に「森林国営保険法等の一部を改正する法律案（閣法第 43 号）」が提出され、同年 4 月 9 日に成立して 4 月 16 日に公布された。成立した法律の主な内容は、①森林保険の実施主体を国から独立行政法人森林総合研究所（以下「森林総合研究所」という。）に改め、②同研究所の目的及び業務範囲に森林保険に係るものを追加するとともに、長期借入金や債券発行、政府による債務保証等の規定を整備し、③森林保険特別会計を廃止することであり、法律の一部を除いて平成 27 年 4 月から施行することとされている¹²。

（２）新たな森林保険業務の体制

森林国営保険及び森林保険特別会計を見直す法案が国会に提出され、衆参両院農林水産委員会で議論される中で、制度の詳細がより明らかにされている。

保険の実施主体に関し、平成 25 年 12 月 24 日に閣議決定された「独立行政法人等に関する基本的な方針」において、「森林保険業務は森林総合研究所に移管する」方針が示された。その理由として、森林総合研究所が森林・林業分野で唯一の独立行政法人であって、森林災害に関する研究開発を業務として、森林の自然災害に関する専門的知見を有していることと、全国をカバーする地方出先機関があるために異常災害が発生した場合の損害査定等に対する基本的体制が整っていること¹³が挙げられている。

国からの事業の移管に当たって、森林総合研究所には森林保険に関する事業を専ら行う「森林保険センター（仮称）」を設置し、職員を 30 名程度置く¹⁴こととしている。職員には林野庁のほか、民間の損害保険会社及び森林組合系統からも出向させ、森林保険の仕組みに知見を有する者や民間企業のノウハウ・専門性を取り入れる工夫が検討されている。

事業実施に当たって、現在は保険事務の大半を都道府県に委託し、更に森林組合連合会等に再委託しているが、森林総合研究所に一元化する体制の下では、

¹² 森林国営保険法等の一部を改正する法律案（閣法第 43 号）の詳細は、高橋（2014）を参照。

¹³ 第 186 回国会衆議院農林水産委員会議録第 4 号（平 26. 3. 26）1 頁の林農林水産大臣答弁。

¹⁴ 高橋（2014）92 頁。

森林所有者からの加入申込み受付や保険料の受領、損害調査等を森林総合研究所から直接森林組合連合会等に委託することとなる。大規模災害が発生し、短期間で集中的な損害調査の必要性が生じた場合には、森林総合研究所の保険業務担当職員の現場派遣や出先機関の職員の森林保険業務への従事、都道府県への委託の実施等によって対応することとしている¹⁵。これらの取組によって、人件費及び事務管理費のスリム化を図り、事務費の1割程度を削減する¹⁶ことを予定している。

また、森林保険業務の経理はその他の経理と区分して、新たに設ける「森林保険勘定」において整理し、保険料収入のみを財源として運営されることとなる。「森林保険センター（仮称）」を新設して、業務も経理も既存の研究開発等の組織とは明確に区分されることとなり、「森林総合研究所の研究開発業務に支障のないように」¹⁷運営される。

5. 見直し後の森林保険の課題

森林保険の在り方を巡り、加入率の低下や保険事故の対象範囲の見直し等の問題が取り上げられることが多いが、本稿では財政の視点から今後の課題を指摘しておきたい。

（1）独立行政法人への業務の移管

平成27年度から森林保険特別会計が廃止され、業務が森林総合研究所に移管される。国の一定の関与が措置されれば、必ずしも国自らが実施主体となる必要はないとの判断によるものであって、まず特別会計廃止を前提として検討を進めたものではない¹⁸と政府は述べている。

しかし、行政刷新会議「事業仕分け」ワーキンググループBが森林保険特別会計の廃止を結論付けるに当たり、廃止5名、他の特別会計と統合1名、現状の制度を継続3名と賛否の内訳が拮抗し、廃止を主張する意見には、森林保険特別会計の運営には税金が使われていないので民間企業に委ねることができる、あるいは、制度を工夫して民間企業へ移管すれば事務コストが抑えられる、民間企業が参入しないままに国営保険を廃止すれば大きなマイナスとなるので廃

¹⁵ 第186回国会衆議院農林水産委員会議録第4号（平26.3.26）2頁の小里農林水産大臣政務官答弁。

¹⁶ 第186回国会参議院農林水産委員会議録第7号（平26.4.8）6頁の沼田林野庁長官答弁。

¹⁷ 第186回国会衆議院農林水産委員会議録第4号（平26.3.26）3頁の小里農林水産大臣政務官答弁。

¹⁸ 第186回国会参議院農林水産委員会議録第7号（平26.4.8）16頁の林農林水産大臣答弁。

止は民間企業への引継ぎが前提である等を内容とするものが多かった。

一方、民間損害保険会社及び全国森林組合連合会は、マーケットの規模は大きくなく今後の成長が見込めない、森林所有者の負担が今以上に増えないことを前提条件にする引受けはできない、自然災害リスクに基づく適正な保険料率の算出は困難である等の考えから、森林保険の主体となることに否定的であった¹⁹。そのために、これまで保険業務に携わったことはないが、森林・林業分野での唯一の独立行政法人であり、森林災害に関する専門的知見を有する研究開発型の独法の中に、保険業務を担う新たな組織と勘定を設置したのではないかと思われる。特別会計全体が見直しの対象とされる行政改革の流れの中で、森林保険特別会計についてもまず改革を前提として、その上で廃止と森林総合研究所への事業移管が行われたとの指摘もある²⁰。

今後は、国会答弁で述べられたように、保険業務の運営に当たり「森林の自然災害に関する専門的知見」がいかんにか活用されていくか、組織のスリム化及び事務費の1割程度の削減がいつ頃、いかなる形で達成されて保険料率の削減につながっていく²¹かを見守っていききたい。

(2) 勘定区分の明確化

従来、森林保険特別会計は森林保険に係る業務のみを経理してきた。来年度から森林総合研究所に業務移管が行われても、「森林保険勘定」が森林保険に係る業務のみを扱うという基本原則は厳密に適用していかなければならない。

森林総合研究所には、森林保険業務のリスク管理を担う委員会の他に、他の業務に係るリスクを管理する委員会を設置することが考えられている²²。これまで、労働保険特別会計雇用勘定における勤労者福祉施設等の豪華施設の建設や、年金資金を年金給付以外に利用する保険福祉事業の実施等、保険料による潤沢な財源を他の用途に活用されてきた事例は多く、ガバナンスの観点から問題が生じてきた。ガバナンスの在り方には殊更に配意し、業務に伴う様々なリスクを把握、分析、モニタリングをするとともに、適時適切に必要な措置を講じながら、森林総合研究所の研究開発で培われた「森林の自然災害に関する専門的知見」が保険業務の運営に活用されることを理由に、保険料を研究開発の事務費などに充当することがないようにリスク管理体制の強化が図られなければ

¹⁹ 第186回国会参議院農林水産委員会会議録第7号(平26.4.8)16頁の林農林水産大臣答弁。

²⁰ 第186回国会参議院農林水産委員会会議録第7号(平26.4.8)16頁。

²¹ 第186回国会衆議院農林水産委員会会議録第4号(平26.3.26)21頁の沼田林野庁長官答弁。

²² 独立行政法人改革等に関する分科会(内閣官房行政改革推進本部事務局)第3WG第5回議事録(平25.10.30)6頁。

ばならない。

(3) 積立金の活用

森林保険特別会計の積立金は、「特別会計に関する法律」第12条の規定に基づき、全額財政融資資金に預託されて運用されている。特別会計の廃止後は積立金も森林総合研究所に移管されるので、運用先が財政融資資金に限定されることがなくなるため、従来よりも弾力的な運用が行われるようになるであろう。積立金は200億円程度まで積み上がってきており、趨勢として増加傾向にある。積立金の効果的な運用が図られなければならない。

保険数理に知見のある外部有識者等から構成されるリスク管理に関する委員会が設置される²³。同委員会が森林総合研究所の財務状況等を定期的かつ専門的に点検して、積立金の水準の妥当性を検証し、それを反映した保険料率の改定や保険金支給額の増加など、被保険者への利益還元が図られるように努めなければならない。

6. おわりに

森林保険特別会計が廃止されて、国営保険から独立行政法人が運営する森林保険に移行し、特別会計のスリム化を図るという行政改革の目的は達成されることになる。しかし、独立行政法人も広義では国の行政の一端を担っていると考えられ、行政改革に資する見直しであったかは、業務の実施状況を見ながら全体を俯瞰した上で、コスト低減及び業務効率化が実現できたかをメルクマールとして判断していく必要があるだろう。

【参考文献】

- 社団法人森林保険協会『森林国営保険制度史（50周年記念）』林野庁、昭和63年
高橋陽子「森林を災害から守るために－森林国営保険法改正案－」『立法と調査』No. 351、
2014年4月
根立昭治『森林保険制度史論』日本経済評論社、1993年

(内線 75321)

²³ 独立行政法人改革等に関する分科会（内閣官房行政改革推進本部事務局）第3WG第5回議事録（平25.10.30）4頁。